

うきは市告示第48号

平成29年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成29年8月30日

うきは市長 高木 典雄

記

- 1 期 日 平成29年9月8日（金）午前9時
  - 2 場 所 うきは市議会議場
- 

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鏑水 英一君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
諫山 茂樹君	岩佐 達郎君
大越 秀男君	高山 敏枝君
三園三次郎君	藤田 光彦君
櫛川 正男君	

---

○9月11日に応招した議員

---

○9月12日に応招した議員

---

○9月26日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成29年9月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第5号から報告第6号まで2件、議案第54号から議案第74号まで21件、請願第1号から請願第2号まで2件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第5号 平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第6号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第55号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第56号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第57号 平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第58号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第59号 平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第60号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第61号 平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第62号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第63号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第64号 訴えの提起について
- 日程第21 議案第65号 訴えの提起について
- 日程第22 請願の委員会付託(請願文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第5号から報告第6号まで2件、議案第54号から議案第74号まで21件、請願第1号から請願第2号まで2件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第5号 平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第6号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第55号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第56号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第57号 平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第58号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第59号 平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第60号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第61号 平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第62号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第64号 訴えの提起について
- 日程第21 議案第65号 訴えの提起について
- 日程第22 請願の委員会付託（請願文書表）

---

出席議員（15名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 岩淵 和明君  | 2番 鏑水 英一君  |
| 3番 熊懷 和明君  | 4番 中野 義信君  |
| 5番 佐藤 湛陽君  | 6番 上野 恭子君  |
| 7番 江藤 芳光君  | 8番 伊藤 善康君  |
| 9番 諫山 茂樹君  | 10番 岩佐 達郎君 |
| 11番 大越 秀男君 | 12番 高山 敏枝君 |

13番 三園三次郎君

14番 藤田 光彦君

15番 櫛川 正男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君

記録係長 浦 聖子君

記録係 伊藤 諒平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君
総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田竈 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
うきはブランド推進課参事			樋口 一郎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開会

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから平成29年第4回うき

は市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**榑川 正男君**） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に5番、佐藤湛陽議員、6番、上野恭子議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（**榑川 正男君**） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月8日から9月26日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榑川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月8日から9月26日までの19日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（**榑川 正男君**） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています諸般の報告文書をごらんください。

6月28日、浮羽老人ホーム組合議会並びにうきは久留米環境施設組合議会が開催されました。

以下、各総会等が開催されましたので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） おはようございます。議員の皆さまには、常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。本9月定例会は、補正予算や平成28年度決算の認定などに関して御審議をお願いするわけではありますが、第3回定例会以降、本日までの重立った事業等について御報告をさせていただきます。

まず、記録的豪雨災害による被災地支援について御報告をいたします。

7月5日に発生いたしました九州北部豪雨におきましては、朝倉市、東峰村、日田市を中心に甚大な被害をもたらし、現時点で37名もの、とうとい命を奪いました。そのうち1名につきましては、うきは市にお住まいの方も含まれております。未だ行方不明の方もいらっしゃる状況で

あり、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災されました皆様に心からのお見舞いを申し上げます。うきは市としましては、被災地に一番近い自治体として、「できる支援は全てやる」という気持ちのもと、福岡県市長会を通じての職員派遣を初めとして、市民の皆様からの物資支援、温泉の無料開放、消防団による行方不明者の捜索、市営住宅の提供、ボランティアの方への宿泊地の提供や、流木・土砂の撤去に伴う搬入受け入れなど、さまざまな支援を行ってまいりました。これらの支援を行うに当たりまして、市民の皆様はもとより、うきは市社会福祉協議会や温泉組合などの各種団体の皆様に御理解と御協力をいただきましたことに対して、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

被災地におきましては、長期的な支援が必要となっています。現在の状況といたしましては、職員の中長期派遣として、9月1日から来年3月31日までの7カ月間、住環境建設課の技師1名を朝倉市に派遣しております。同職員は朝倉市の杷木支所で派遣職員として、災害査定に係る設計等の業務に携わっております。また、東峰村にも職員を1名派遣する予定としており、受け入れ先の体制が整い次第、派遣を行うこととしております。先ほど述べました、温泉の無料開放、ムラおこしセンターの学生ボランティアへの開放、道の駅のボランティア宿营地、流木や土砂の搬入地の提供などは、現在も継続をしているところであり、被災された皆様が一日も早くもとの平穏な生活に戻れるよう祈念するものでございます。

以上、災害支援に関する御報告とさせていただきます。

6月20日、アーティスト・イン・レジデンス事業の一環として、オランダ出身の映画作家、シルヴィア・マルティスさんがうきは市に滞在し、制作に取り組んだ短編映画作品の制作発表会が行われました。シルヴィアさんは4月1日から約3カ月の間うきは市に滞在し、独自の感性でうきはの自然や町並みなどを撮影され、新たなうきはの魅力を発信する機会となったところであります。

同じく6月20日、国税庁福岡国税局より、うきは市へ感謝状が贈呈されました。国と市町村間の専用回線を使って所得税の確定申告データを送信する「データ引き継ぎ」に積極的に取り組んだとして、市の税務課の取り組みを評価いただいたものであり、この取り組みにより、従来の書面提出に比べて税の還付にかかる期間が短縮され、市民の皆様にとりましても利便性の向上につながっているものであります。

平成24年に発生した九州北部豪雨から5年が経過することを契機に、6月18日に妹川地区、6月25日に小塩地区で土砂災害避難訓練が実施されました。本格的な大雨の時期を前に、地域の防災力の向上と関係機関の連携を図ることを目的として実施したもので、5年前に甚大な被害を受けた山間部の両地区において、災害への備えの重要性について再認識を持っていただく機会となりました。

7月2日、JAにじ園芸流通センターで第8回うきは市消防操法大会が開催されました。市内10分団の選手たちは、猛暑の中訓練の成果を遺憾なく発揮し、卓越した放水技術を披露しました。今年度より、福岡県消防操法大会との開催年度を調整したため、市としては2年連続での開催となり、団員の皆様に負担をおかけすることとなりましたが、消防団一丸となって日々の訓練に励んでいただきました。また、大会直後に発生した豪雨災害の後には、7月の土曜・日曜を中心とした計7日間、朝倉市杷木地区の行方不明者捜索にも出動いただき、消防団員の皆さまには多大な御尽力を賜りました。

7月13日、「うきは市と群馬県下仁田町との災害時等における相互応援協定」に基づき、下仁田町より職員2名を派遣いただきました。こちらの2名につきましては、うきは市として行う被災地支援業務に従事し、朝倉市においての支援物資の受付・搬入業務及び道の駅うきはの災害ボランティア宿営地の受付業務などに従事していただきました。

7月14日、道の駅うきはにおいて、「エフコープ健康ステーション」の除幕式をとり行いました。これは、エフコープ生活協同組合と締結している包括連携協定のうち「健康づくり・食育に関すること」という項目に基づくもので、道の駅うきはや白壁交流広場に、うきは市内の木工所と共同制作されたベンチや看板を設置し、健康ステーションと位置づけするものであります。地域の方々の健康維持や増進に向けウォーキング等の軽運動ができる拠点として利用いただくことで、健康づくりの推進とともに地域振興や活性化にもつながる取り組みとなっております。

同じく7月14日、生涯学習センターで「菊竹六鼓 没後80年記念講演」と題し、西日本新聞浮羽支局、安達支局長をお招きして講演会が開催されました。20世紀の世界の報道人100人にも選ばれた菊竹六鼓氏の活躍した当時の時代背景を、点を線につなぐように説明されながら、「歴史を学ぶとともに、歴史に学んでほしい」と、その功績をたたえました。

7月22日、久留米市、大川市、小郡市、大刀洗町、大木町とともに4市2町で構成する、久留米広域連携中枢都市圏のアンテナショップ「福岡久留米館」が、東京新橋にオープンいたしました。圏域の知名度を上げ、交流人口・移住人口の増加と特産品の販路拡大が期待される中、うきは市におきましても、「フルーツ王国うきは」の名を首都圏にPRする絶好の場と捉えております。ぜひ、議員の皆様におかれましても、首都圏のお知り合いに周知をいただくとともに、東京に足を運ぶ機会がございましたら、お立ち寄りいただきたいと思います。

7月26日、うきは市民センターにおいて、地元企業と高校の就職応援会を開催いたしました。これは、地元企業と高校の就職支援担当者との意見交換を行うことにより、企業の魅力発信と、高校生の地元就職及び職業選択の一助となることを目的として、今年度初めて実施したものであります。市内企業の22社と近隣の高校6校に参加をいただき、熱心に情報交換を行っていただきました。

7月28日、富永工業団地に進出している平戸金属工業株式会社の吉井工場の開所式をとり行いました。同社は福岡市に本社を置く建設機械の総合メーカーであり、数々の特許製品を製造されています。従来の福岡工場から主力工場としての機能がこのたび吉井工場に移管されたもので、うきは市で製造された製品が国内外の建設現場などで今後大いに活用されていくこととなります。

8月2日、道の駅うきはにおきまして、夏のフルーツ狩りの開幕を告げる「フルーツ王国うきは開国式」が行われました。今年度初の取り組みとして、市外在住者から「フルーツ王国うきは2017親善大使」を募集し、7組の方々に親善大使の任命を行いました。年間を通じて、ロコミでうきはのフルーツのPRをしていただくことを期待しております。

8月4日から8日までの5日間、中国上海市との国際交流事業として、上海市の中学・高校生10人がうきは市を訪れ、ホームステイや吉井中学校訪問などで交流を深めました。この交流事業は、うきは市商工会の皆さんの継続的な取り組みにより、ことしで15年目を迎えるものであり、今回も大都会の上海市で暮らす学生たちに、うきは市の自然を大いに体験していただいたところでもあります。

8月8日、大分市に本社を構える森永食研株式会社と、三春工業団地への立地協定調印式を行いました。同社は医療・介護給食等の食品製造加工販売を行う会社であり、最新鋭の設備を有する新たな製造拠点として、うきは市に新工場を建設する予定とされています。完成の折には、うきは市の雇用や税収の増加といった発展につながることを期待しているところでもあります。

8月27日、道の駅うきはの展望デッキにおいて、九州三大麺処のうきはの「うどん流し」と「ぶどう流し」が行われました。昨年初めて開催されたこの催しが大変好評いただきましたことと、道の駅うきはにおいても豪雨災害の影響で例年より客足が遠のいていることを踏まえ、製麺業者による御協力のもと、約50キログラムのうどんが食され、夏のうきはに賑わいをもたらしました。

9月1日、福岡国際センター及び福岡国際会議場において、連携協定を締結している中村学園大学が主催する薬膳エキスポに参加をいたしました。薬膳を身近に感じ、食を通して健康を考えることで、より健やかな暮らしを育んでいくことを目的とされた催しであり、イベント内では、私自身がうきは市のPRを行い、同時に特産品の販売を実施いたしました。開催期間の中で、3日間で1万6千人の来場があったということで、大いにうきは市のPRの場となったことと感じているところでもあります。

以上、第3回定例会閉会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

#### 日程第4. 議案上程

○議長（榑川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第5号から報告第6号まで2件、議案第54号から議案第74号まで21件、請願第1号から請願第2号まで2件を上程します。

---

#### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（榑川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成29年第4回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、ことしは平成24年7月の九州北部豪雨から5年という節目の年であり、ようやく復旧から復興への兆しが見えてきたところでありました。しかし、7月5日、再び九州北部地方を記録的な豪雨が襲い、気象庁で平成25年から運用が開始された大雨に関する特別警報が、7月5日、うきは市にも初めて発令をされました。

うきは市におきましては、小規模な災害が発生してはおりますが、大きな被害までには至っておりません。しかし、対岸であります朝倉市東峰村、さらに日田市を中心に甚大な災害が発生しており、被災地に一番近い自治体として、全力で支援を行っているところでございます。その支援内容につきましては、先ほどの行政報告で申し上げたとおりでございます。

最近の気象は、これまで経験したことがないような厳しい豪雨や暴風などの現象が見られます。台風につきましても、ことしは発生及び九州への接近が少ない状況であります。引き続き警戒を怠ることなく対応していく必要があります。

現在、うきは市におきましては、災害対策会議を設置して、5年前の九州北部豪雨による甚大な災害対応の経験と、今回の記録的豪雨大規模災害と同規模の災害がもしうきは市に発生した場合を想定し、防災対策のあり方を根本から見直しを行うこととしております。

8月14日に内閣府が発表した4月期から6月期の国内総生産GDPにつきましては、物価変動を除いた実質で前期比1.0%の増、年率にして4.0%の増となり、6期連続のプラス成長となりました。成長の大きな要素は民間消費支出で、前期比0.9%増によるものであります。経済の好循環が着実に回り始め、景気の先行きにつきましても、緩やかな回復が続くと期待されている状況となっております。

そういう中、8月31日に平成30年度の国の概算要求が締め切られ、一般会計の総額は100兆9,000億円となり、4年連続で100兆円を超える予算要求となっております。内閣府と内閣官房などの地方創生関係の平成30年度予算概算要求は、前年度当初予算比23.2%増の

1, 244億円が計上され、その中で、先進的な事業に取り組む地方自治体に対して支給する地方創生推進交付金は、前年度当初予算と比較して70億円多い1,070億円、事業比ベースでは2,140億円となっているところでございます。

このような国の動きを受け、うきは市におきましても、地方創生の取り組みとあわせ、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、今後も取り組みを加速しつつ、引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。

これらの計画戦略の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございますので、引き続き議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら、事業の推進を図るとともに、将来像であります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指して議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、予算案件9件、決算案件9件、人事案件1件、報告案件2件、その他の案件2件となっております。

まず、報告第5号は、平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第6号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度の経営状況について報告を行うものでございます。

議案第54号から議案第62号までは、平成29年度補正予算についてであります。

議案第54号は、平成29年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,433万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億8,364万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税2億1,941万1,000円、国庫補助金7,438万8,000円、財産売払収入1,804万5,000円、繰越金1億6,281万円、市債4億5,569万6,000円の増額補正と、基金繰入金5億1,736万1,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費2億9,574万2,000円、民生費では児童福祉費886万9,000円、衛生費では保健衛生費140万4,000円、労働費では労働諸費204万9,000円、土木費では道路橋梁費3,414万7,000円、住宅費200万円、消防費では消防費131万5,000円、教育費では保健体育費1億円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費1,270万円、公共土木施設災害復旧費800万円の増額補正と、農林水

産業費では農業費234万円、林業費290万円、商工費では商工費135万円、教育費では小学校費1,830万円、予備費750万8,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第55号は、平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,142万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,172万1,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金2,142万6,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、予備費2,142万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第56号は、平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,445万5,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金190万円の増額補正を計上いたしております。歳出は、繰出金190万円の増額補正を計上いたしております。

議案第57号は、平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,514万3,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金58万5,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、予備費58万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第58号は、平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,989万円とするものでございます。

歳入は、繰越金383万9,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では、事業費361万3,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第59号は、平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,655万3,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金9万7,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、予備費9万

7, 000円の増額補正を計上いたしております。

議案第60号は、平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,634万1,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金549万4,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、予備費549万4,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第61号は、平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,251万円とするものでございます。

歳入は、繰越金76万1,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、予備費76万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第62号は、平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,939万9,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金101万7,000円の減額補正を計上いたしております。歳出は、予備費101万7,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第63号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、任期満了に伴う人権擁護委員1名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第64号は、訴えの提起についてであります。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号についても、訴えの提起についてであります。

前議案同様、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号から議案第74号までは、平成28年度の一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条の第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきまして

ては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

---

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があっておりましたので、その調査報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております委員会の閉会中の調査報告を申し上げます。

平成29年第3回うきは市議会定例会におきまして、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定によりまして、次のとおり報告をいたします。

テーマについては、1つに絞っております。というのが、梅雨時期の災害を予期しての1件のみのテーマの調査にとどめております。

今回のテーマにつきましては、農業者意向調査の結果に基づく「うきは農業振興政策」をテーマにして農林振興課と実施をいたしました。

今年8月18日午前中、委員会室で実施をいたしました。出席者は、委員7名と農林振興課から課長以下3人、事務局1人、11人で実施をいたしました。

調査の要旨でございますが、当委員会は、うきは市の基幹産業、さらにはフルーツ王国とする農業の保全・振興を主要なテーマとして、鋭意取り組んでおります。

農業問題は、全国的に農業者の高齢化、担い手不在等、ますます農業全体の衰退が予測される危機的な状況を踏まえまして、それに増しまして、うきは創生総合戦略の基盤をなす農業における現状と課題、今後将来に向けた農業者の意識を把握することにより、このテーマとする基礎データをなすために、農林振興課に農業者の意向調査を実施するよう求めていたものでございます。

今回の委員会調査は、農林振興課による意向調査の実施結果に基づきまして、一定の集計・分析が終了いたしましたのを受けまして、平成25年に実施した調査結果との比較など総合的な見地から実態評価を行ったものである。

主な議論につきましては、この調査は、別添資料を添付いたしております。「人・農地プラン意識調査・集計結果」をもとに、農業経営（後継者の有無・雇用の確保・農地整備等）、今後

5年の農業意識及び農業経営・規模拡大等に区分をいたしまして、分析結果の説明・評価を受けたところであります。

主な議論といたしましては、まず、今回の集計結果と平成25年実施との比較におきまして、我々農業関係者が日常においての動向収集により認知する実態とはかなりの乖離が否めませんでした。したがって、4年前の数値とが微動にとどまる点におきまして、調査の回答者が主たる農業従事者であり、今後の農業を危惧するがゆえに、希望的観測をもって回答したのではないかとの疑問さえ、推測の域を出ませんでした。

具体的な例としては、設問2で「農業経営における後継者の有無」では、「後継者がいない。」というのが66%、平成25年との比較において2%の減、「後継者がいる。」というのが32%、これも同じく2%減でございました。特に農業離れ（無関心）が特に若い人たちは構造的な現状からしまして、例えば、「息子がいる。」ということが、イコール「後継者がいる。」とする意思表示に期待感を誘ったのではないかと。さらには、高齢農業者が「祖先から受け継いだ農地を守る」とする根強いこだわりも、この意識調査における設問への選定判断に影響したのではないかと等々、これら分析結果からは、農業者のあらゆる心情をも読みとれたというふうにも思っているところでございます。

ただ、同調査による「うきは農業政策に対する意見・要望」、これは記述欄を今回初めて設けて、重立ったところは、1点目が、中山間地振興の具体策、特に有害鳥獣被害防止策を内容は含んでおります。それから、2点目が、営農法人化・経営農業への振興策。3点目が、農地利用・集積・荒廃地対策。4点目が、人材育成（新規農業者育成支援）及び深刻化する人手不足による雇用の確保。5番目に、もうかる農業（米から野菜等への転作）海外輸出など、多くの意見等が提出されております。

今後は、本データと意見等、また違った視点から分析を行う必要がありまして、急ぎ、今般発足した、仮称「うきは農業振興プロジェクト」ともに、鋭意、農業振興に取り組むといたしました。

以下、本データに係る議論は、さまざまな見地から展開をいたしましたが、すぐさま政策に結びつける材料には乏しく、具体的な議論の結果は、あえて割愛をいたしたいと思っております。

所見といたしまして、今回の意識調査は、前回に準じた設問でありましたが、先ほどから申し上げたとおり、日常において農業者と接し、議論による状況認識との乖離は否めませんでした。

要は、実情はより厳しい現状が広がっていると見ており、今後さらに実態を把握するためには、文書等による意識調査では、設問を当事者側に立ち、より具体的な回答を得られるような内容を検討すべきではありますが、むしろ、効果的な実態把握は、身近な農業関係者による聞き取り調査等がより有効だと考えております。

いずれにしても、農業問題は中山間地農業の持続・保全にとどまらず危機的な状況にあり、うきは創生の基として、思い切った政策を打ち出す好機にあると確信をいたします。

ちなみに、今月、1週間前ですね、市長も行かれましたけれども、参議院議員の全国土地改良政治連盟の会長であります進藤金日子代議士が久留米のほうにお見えになりまして、各関係自治体のほうが集まり、大変現実的な、主体は今度の農業8法案が改正、成立しましたけれども、その主たる農地改良法、いわゆる農地基盤のおくれているところをもう一回基盤整備をやり直して、大規模化なり効率化なり、そういうものを目指すという趣旨の話が主体でございましたけれども、非常に貴重な講演でございました。またこの点については、これは委員会でも全員で行きましたので、議長も一緒でございましたけれども。

それから、最近の農業新聞を特に注意深く見ていますけれども、特に身近なところでは、福岡県では、みやま市、ここが37の営農組織を1つに統合するという動きが現実化をいたしまして、来年の4月に新たな法人が生まれると。それから、広島県の世羅町というのは、私たち委員会、最初に農業の法人化のいわゆる先駆けのところでございますけれども、ここも8集落・法人が新会社を設立して、今、農業に従事する人の所得を500万円30人を雇用というふうな動き、加えて、山口県あたりも相当こういう17法人と広域連合を合体、こういうものの動きを見ますと、うきはの農業が個人農業、非常に肥沃な土地柄でありながら、そういう経営体には非常におくれをとっているという認識もありますので、今後、立ち上がりました、うきは農業の振興プロジェクトの中で、しっかり具現的な対策を議論してまいりたいというふうに思っておるところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、同じく厚生文教常任委員会からの閉会中の調査について報告いたします。

平成29年度第3回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査の申し出の所管事務調査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

厚生文教委員会は、7月と8月にアリーナと、あと、歴史的関係の文化財等について調査をさせていただきます。

まず1点目が、うきはアリーナの現状と課題に対する調査でございます。

調査期日は、7月20日でございます。

うきはアリーナは、平成21年6月にオープンして以来、9年目となります。事業の取り組み状況や参加の状況、それから、施設管理の課題、従業員の指導教育等の現状について調査を行いました。

調査には、生涯学習課長とスポーツ文化振興係長並びに指定管理者のコナミスポーツから支配人にも同席していただきました。

調査結果についてですけれども、まず、施設見学を行いまして、トレーニングルーム、ここはランニングマシンなど有酸素運動、それから、筋力をつける機器等を設置しております。

機器については、標準使用期限が過ぎた機器もありまして、利用頻度を確認し、劣化事故が起これないように基準に基づく適正なメンテナンスあるいは更新が必要と思われました。定期交換の実施状況は確認できておりますけれども、機器のシートが破れていたり、破損箇所をテープで補強したりという状況がありました。

また、このトレーニングルームですけれども、一部結露による変色や腐食の箇所も見られたということでもあります。

それから、次にメインアリーナですけれども、行ったときは換気のためドアをあけておりましたが、温度計は東西に各1カ所設置されております。皆さんに配付の資料の中に室温の実測値が出ていますので、御参照いただければと思います。

そのときに確認した室温について、私が9時半ぐらいだったと思いますので、確認したのは、そこに書いてある、メインアリーナの西側では31.6度、東側で31度。それから、多目的アリーナについても、西側が32.5度、東側31.8度ということでありました。

ことし7月に、うきは三井小郡ブロックの中体連女子バレーボール大会で、熱中症とみられる症状を訴えた市外の女子生徒8名が病院に救急搬送される事例も発生しております。そういうことで、利用者の安全確保及びプロリーグの誘致などをしやすい環境を整備する面からも、空調設備の必要性について検討が必要という意見が委員からもありました。

次に、プールについて確認しました。通常監視員は1名、子ども水泳教室があるときは2名体制で見守り、それにプラスして指導員がコースごとについているという説明がありました。

水質の安全については、平成25年10月に県の基準を超えるレジオネラ菌が検出され、一時プールが使用中止となった事例がありました。改めて水質検査については定期的に行い、基準値以内ということで報告がされておりましたので、確認しました。

主な質疑についてですけれども、アリーナの施設そのものは、医療費の削減や健康寿命延伸の行政連携との取り組みの状況。それから、建物の維持管理の現状はどうかとか、それから、スタッフの教育、また、スタッフの入れかえが多いという意見がそれぞれ出されておりました。

内容についてはお読み取りいただければいいかと思しますので、所見でありますけれども、年間約15万人、指定管理料が4,200万円ということを計上しております。

課題となる点について、次のとおり報告させていただきます。

1点目が、市民のスポーツ参画と健康づくりについて、効果の検証がこの間、不十分なまま今日に至っていると。この間、議会の中で何度かそのことについては指摘がされていたという経過があります。担当課がどのような運動が健康長寿に貢献しているか改めて検証して、当施設の有用性を広く市民に情報提供を行って、利用を促す方策を行うよう改めて求めたいと思います。

特に、保健課との連携に縦割りの弊害があるのではないかと。成果、検証をお互いに共有して発展につなげるよう、スポーツ振興の係のところの主体的な姿勢が必要と考えております。

2点目は、財政負担についてでありますけれども、どの程度の利用料金、利用人数で事業が成り立つのか、事業の計画検討が不足しているのではないかというふうに思いました。

健康増進の公共施設として、類似比較等を行って、利用料金の検証を改めて評価して、利用者の意見を聞きながら、現在、開設している教室の内容や利用料及び未使用時間帯の対応策など、効率的で効果の出る施策の努力を改めて求めたいと思います。

それから、3点目、維持管理についてであります。

9年目ということになるわけですけれども、トレーニング機器の補修や使用期限を超える使用、過去に起きたレジオネラ菌事故の教訓を生かし、機器の補修というか、更新について明確にした設備の保守点検基準書及び管理手順等を整備して行うように求めたいと思っております。

また、指定管理者への管理仕様書についても、業務の引き継ぎがスムーズに瑕疵なく実施されるよう利用者の視点からも明文化を求めたいと思っております。

4点目が、指定管理者への支援についてですけれども、自主事業等を側面支援しながらも、本来市がやるべきことに責任を持つ、市と指定管理者の役割分担を明確にしてきちんと対応するよう求めたいというふうに思います。

それから、5点目が熱中症事故の対応についてですけれども、改めて改善策について、どうしていくのか方向性を示してもらいたいというふうに思っております。

アリーナについては、この施設が市の財政の負担にならないよう、方策の検討と、それから、健康増進・スポーツを通じた地域づくりとしての拠点になるわけですけれども、それを積極的に情報提供を行うよう機会を設けて、市民の理解を促すような施策に努力してほしいというふうに重ねてお願い申し上げたいというふうに思っております。

次に、重要文化的景観及びポサード、それから、屋形古墳群整備の現状に対する調査を行いましたので、報告いたします。

期日は8月22日でございます。

調査目的については、平成26年3月にうきは市文化財保存活用基本計画が示されております。それ以降の状況について、3カ所を改めて調査を行いました。

1つは、重要文化的景観保存計画についてですけれども、対象となる新川・田籠地区が5年前の九州北部豪雨災害で中断しておりましたが、平成27年度から再開しております。この間、計画策定委託料が2年間で886万円、対象地域の暮らしに大きな影響を与えるということから、進行状況を改めて聞き取りもしました。

それから、2点目のポサードについては、災害復興のシンボルとして、6年間で7,244万円の事業費をかけております。民泊やイベントとして活用する条例が昨年28年3月に可決されておりました。利活用の確認について調査予定でありましたけれども、先日の7月の全員協議会で、法律の改正等によって宿泊施設として活用できていない状況にあるという報告を受け、経緯の確認と現地確認を実施しました。

3点目が、屋形古墳群整備計画についてですけれども、平成27年3月に屋形古墳群整備基本計画が示されております。保存と活用について検討が進んでおり、この4年間で4,438万円の事業費を計上しております。ふだんの住民生活の場を活用するということになることで、その取り組みの経過と実情について聞き取りを行いました。

調査には、生涯学習課長と文化財保護係長に出席いただいております。

調査結果についてですけれども、重要文化的景観についてですけれども、平成28年度に実施した構成要素の調査で判明した件数は次のとおりで、建造物226件、石積、橋梁、石橋等の工作物が1,605件、石祠、石碑、石仏、石造物が83件、墓地が44件、合計1,958件であります。以前の調査時341件と比較すると、1,617件の構成要素がふえる結果となっております。

理由は、平成28年度、新たに間接補助制度が導入されて、従来市町村所有地のみの対象が主であったものが、制度改正によって個人所有の特定物件も国庫補助の対象となるということで、構成要素の対象範囲を個人所有地まで広げたということでもあります。しかしながら、選定を受けるには区長及び住民個人の同意が必須条件になっており、少子・高齢化で後継者がいない現実もある中で、地元の足かせにならないような範囲の絞り込みも必要との意見もございました。

地元住民への説明については、災害前の平成22年度に区長と住民への説明を実施しておりますけれども、今回、当初と大きく異なっているため、文化庁と選定に向けた方針の確認を行ってから、制度の理解と納得が得られるような説明内容を検討して、10月ごろに実施する予定とい

うふうに聞いております。

そして、その後、11月から所有者の同意集めを行って選定申し出の作業を開始して、平成30年5月ごろの選定を目指していきたいという取り組みの状況であるということを受けてきました。

質疑についてはすけれども、後継者不足の対策とか、それから、地元説明をどうしてやっていくのかと。それから、空き家が出た場合、その物件はどうなるのか。過疎化によって負担の増になるという不安もあるのではないかと。補助が少ないので建てかえにくいのではないかとという声もあるのではないかとということですね。それから、市の歳出根拠がまだ明確になっていないということで、そういう意味では、その説明の中で改めてきちんとしてほしいということが出されておりました。

回答については、お手元にお配りの資料を見ていただければというふうに思います。

次に、ポサーダについてはすけれども、ポサーダは昨年9月より地元の注連原村づくり会と指定管理契約を結んで公開施設等を行っておりまして、昨年度で144名の受け入れというふうなことで、ときどき施設の風通し、それから、お試し宿泊等の管理業務は実施しているというふうに報告いただいております。

当初、農家民宿の申請でしたが、法律の厳格化ということで、その管理する人が居宅していないといけないということが前提になっておりますことから、簡易宿所に用途変更を行い、許可を受けております。しかし、北九州市での火災の影響で、消防法による防火安全対策や建築基準法の防火規定の厳守を求められて、この間、追加工事を行っているということでもあります。今月末まで、9月末までに工事を行い、10月オープンを予定しているというふうに伺っております。

質疑については、コンサルがいて何でこの法改正がわからなかったのかとか、それから、利活用について、指定管理者任せではなくて、行政もちゃんときちんとPRする必要があるのではないかと。それから、国の規制緩和との関係で民泊の事業がふえて、来年6月には住宅宿泊事業法が施行されるということもあるので、そういった情報も行政としてきちんと情報把握に努めるべきではないかと。

それから、再建した建物について、再建費及び水光熱費等については市が負担しているので、この利活用について市民の疑念や不安が持たれないように施策を講じるよう出されておりました。

次に、屋形古墳群でありますけれども、屋形古墳群整備計画については、うきは市にある3つの古墳群の先駆けとなり、整備後の活用を見据えて取り組んでいくということでもあります。

事業の段階ごとに、地権者や地元住民の意見を聞きながら進めていくという説明でありました。特に古墳見学者が訪れるガイダンス拠点については、地元の協力が必要になるということで、積極的に地元の意見を取り入れてやっていきたいということでありました。

地元説明会は、現在まで3回実施していますが、見学増による道路拡張や駐車場の整備、ガイドダンス施設についての位置の問題、それから、そのガイドダンス施設の設備の内容、それから、古墳以外の地域にある文化財のマップづくり等の要望が出されており、引き続き10月と12月も開く予定と聞いております。

質疑については、改めてこの古墳整備計画について、何のための整備なのか、アイデンティティ、いわゆる存在意義というんですかね、改めてそこを確認しながら、観光客ばかりを主観に置かないように、改めて保存と活用という点を進めてほしいという要望がありました。

所見についてですけれども、重要文化的景観については、伝統と代々のなりわい文化を次世代へ継承していくということが目的になるわけですけれども、前回の平成21年の住民アンケートでも、棚田耕作や景観保存が難しいと考えている方々が半数ほどありました。地域をいかに残すか、指定にとどまらず、なりわいの保存と保護、カヤぶきやヒワダぶきの技術や、さらには石積み等のたくみの継承、イデや棚田の保全に係る技術と継承をどのように残すか、それは文化的景観とかいうことだけにとどまらず、所管以外も含めて、うきは市の施策として考えるべき課題ではないかというふうに思います。

それから、高齢化、人口減少が続いて、今後誰がなりわいとしてこの文化的景観を維持していくのか、地元への負担が大きいのではないかというふうに思います。ぜひ地元の保存組織ができて、広く全国に発信し、入り込み数をふやして地域の活性化と定住促進につながる施策となるように改めて求めたいと思います。

ポサーダについては、平成28年3月の注連原住宅の設置及び管理に関する条例の審査においても、文化財の利活用の見通しについて心配する声が出ておりました。今回、改めて法改正に基づいて変更が生じたことは、改めてその時点で議会への報告が必要だったのではないかなというふうに思います。そういう意味では、後から報告というのじゃなくて、きちんとその発生した時点で何が問題なのか改めて議会への報告を、改善を求めたいと思います。

利活用については、地元の活性化と復興のシンボルとして、その目的が果たしているか改めて調査は継続したいというふうに思っております。

なお、自然災害から守るために近くの避雷針、きのうも雷がかなりひどかったですけれども、避雷針の設置、また、裏山は急傾斜等の施設なので、宿泊者の避難の手順と訓練計画を策定するよう改めて求めます。

それから、屋形古墳群の整備計画についてですけれども、整備には、珍敷塚古墳の覆い屋整備だけで1億円程度かかると。全体で2億4,000万円ほどかかる試算と聞いております。現在、ガイドダンスの施設設計と公有地化がされておりますけれども、財源は地方創生交付金、個性ある地域づくり交付金、文化財保護整備費補助金及び起債となっております。

今後、どのような財源を活用していくのか、その方針と、起債がどこまでふえるのか、うきは市の厳しい財政事情の中で、10年間かけて整備をやっていくということですが、さらに、今後、資料館の統廃合の計画もあることなどから、史跡や遺跡に関する総合的な整備スケジュールと整備予算、さらに維持管理費について、財源計画を明らかにする必要があるのではないかなというふうに思います。

うきは市の宝である歴史的遺産の保存・保護の整備活用は、大変重要な施策であります。単年度予算では見えないものについては、概要を明らかにして事業を行うよう要望し、今後の検証に生かしていきたいというふうに思います。

最後に、今回調査した3つの計画についてですが、ことしの施政方針でも示されておりますけれども、地域資源の強みを生かしたうきはブランドの構築にあると思っております。

うきは市の魅力を高め、入り込み数をふやして来訪者の満足とリピート力が上がることで、地域活性化へと、それが循環していくのか否かは、市民の皆さんの理解と協力が必要不可欠であると思います。改めて、是非、整備計画の基本となる文化財保存活用基本計画及び屋形古墳群整備基本計画は、ホームページに掲載して事業の進行状況についても広報に努めるように要望し、厚生文教委員会からの調査報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

---

## 日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（榎川 正男君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成28年度うきは市一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定いたします。

決算特別委員会の委員長に14番、藤田光彦議員、副委員長に7番、江藤芳光議員を指名して決定いたします。

---

#### 日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（榎川 正男君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第66号平成28年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第74号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を決算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号から議案第74号までの9件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

---

#### 日程第9. 報告第5号

○議長（榎川 正男君） 日程第9、報告第5号平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第5号平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、事前に配付をさせていただきます。

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標となるものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定によりまして、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率並びにその算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないと定められております。

議案書の2ページをお開きください。

指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つであり、施行令第7条に基づきまして、それぞれに早期健全化基準が定められております。比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て策定をし、国、県への報告が

必要になってまいります。また、将来負担比率を除きます3つの比率には、財政再生基準が定められておりまして、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画と同様に、財政再生計画の策定が必要になってまいります。さらに、総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができなくなるなどの制約が課されることになってまいります。

それでは、算定資料で4つの比率を説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

まず、実質赤字比率でございますが、これは、算式のとおり、標準財政規模に対する一般会計等の実質収支における赤字額の比率になってまいります。

分母となります標準財政規模とは、標準財政収入額等と普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額であります88億8,053万3,000円になります。一方、分子となります一般会計等の実質赤字額の「一般会計等」とは、本市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び自動車学校特別会計の3会計をあわせたものになりまして、3会計の実質収支の合計額は、5億1,963万5,000円の黒字になっております。

実質赤字比率につきましては、赤字額が生じなければ当該比率も生じないということになりますので、本市の実質赤字比率の欄、議案書の2ページになりますが、「－」表記になっているところでございます。

なお、実質赤字比率におけます早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められておりまして、資料1ページの算出のとおり、13.54%になってまいります。また、財政再生基準については、旧債権法の起債制限の基準を用いまして、市町村は20%と決められております。

次に、連結実質赤字比率でございます。

資料の2ページをごらん願います。

連結実質赤字比率は、特別会計を含めた全会計を対象として、実質赤字比率を求めるものになります。本市の場合、一般会計等から簡易水道関係までの会計の実質収支の合計額は、5億6,381万6,000円の黒字になっておりますので、議案書の2ページのとおり、実質赤字比率と同様に連結実質赤字比率の欄は「－」表記になっているところでございます。

なお、連結実質赤字比率における早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算するため、18.54%。財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算して、市町村は30%と決められております。

次に、実質公債費比率でございます。

資料の3ページをお開き願います。

これは、標準財政規模に対する一般会計等が負担をする地方債の元利償還金等の比率でありまして、普通交付税算定に用いる基準財政需要額に算入をされます元利償還金等は、比率の算定か

ら除外をされることになります。

3ページの計算式にあります①から⑮の数値につきましては、次の4ページの実質公債費比率の状況の一覧表の該当する項目から年度別に数値を当てはめて算出をし、3カ年の平均値でもって算出をするものでございます。

4ページ中段の一番右側にお示しするとおり、3カ年の平均値は9.1でありまして、これが本市の平成28年度実質公債費比率となつてまいります。

昨年度の比率が9.5でしたので、0.4ポイント改善をしている状況でございます。

この主な要因は、平成17年度に借り入れました合併特例債の償還が平成27年度に完了したことで、合併特例債の元利償還金が前年度から1億1,899万円減少したことによるものでございます。

なお、実質公債費比率における早期健全化基準は、議案書2ページのとおり、地方債協議許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準でありました25%ということになっております。また、財政再生基準は、同様に公共事業等の許可が制限をされる基準でありました35%ということになっております。

次に、将来負担比率でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

これは、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率のことでありまして、実質公債費比率の算定と同様に、基準財政需要額に算入される分や将来負担額に充当可能な特定財源相当額等については、比率の算定から除外をされるものでございます。

将来負担額は、資料の5ページから6ページにかけて記載がございます。イからチまでの合計額でありまして、これから7ページに記載があります充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を差し引いた額が分子の額となっております。

7ページ一番下の算式のとおり、本市の場合、充当可能財源が将来負担額を上回り、8億6,423万4,000円のマイナスとなっております。

これによりまして、将来負担比率は生じないため、議案書2ページのとおり、本市の将来負担比率は「-」表記になっているところでございます。

なお、将来負担比率における早期健全化基準につきましては、市町村については350%と定められておりまして、財政再生基準については設けられておりません。

仮にはございますが、資料の7ページの充当可能基金額100億8,291万8,000円をゼロ円で計算いたしますと、将来負担比率は127.7%、また、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額151億1,018万9,000円をゼロ円で計算をしますと、将来負担比率は197.4%になつてまいります。

本市におきましては、合併特例債を中心に交付税措置がある起債を極力活用しながら、将来を見据えて基金の積み増しを行ってまいりましたので、その結果がマイナス8億6,000万円という数値にあらわれているものと判断をしております。

以上のように、本市の健全化判断比率の状況につきましては、4つの指標とも早期健全化基準を超えることはなく、現時点では健全な財政運営が行われているところでございます。

続きまして、議案書の3ページをごらんください。

平成28年度の公営企業会計に係る資金不足比率について説明をさせていただきます。

資金不足比率とは、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率のことでありまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、健全化判断比率と同様に監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められているものでございます。比率は、資金不足額を事業の規模で割って算出をしますが、ここでいう事業の規模とは、各会計の公営企業決算状況調査における営業収益額でありまして、資金不足額とは、同じく公営企業決算の歳出額から歳入額、繰越額を差し引いた額となっております。

なお、早期健全化基準に相当するものとして、公営企業会計に係る資金不足比率においては、経営健全化基準20%が定められております。

下水道事業特別会計を例に見ますと、歳出額(1)には、平成28年度の公営企業決算状況調査の歳出決算額10億7,509万7,000円が計上されます。

歳入地方債(2)は、建設改良事業以外に充てた地方債、例えば、退職手当債などが対象になりますが、該当がないため、ゼロになります。

次の歳入額(3)については、(1)と同様に、決算の歳入決算額10億9,159万1,000円が計上されます。

繰越明許費繰越額(4)には、翌年度に繰り越すべき財源を計上しますが、これも該当がないのでゼロとなります。

次の資金不足額・剰余額(5)の欄には、計算式のとおり、歳出額に歳入地方債を加えたものから、歳入額と繰越額を差し引いて額を算出をいたします。資金不足になる場合は正の数で、剰余金が出る場合は負の数字であらわすということになり、下水道事業特別会計は1,649万4,000円が剰余額として計上をされたところでございます。

事業の規模(6)の欄には、公営企業決算状況調査の営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を控除した数値が計上されます。下水道事業特別会計では、使用料収入等の3億8,083万3,000円が計上されております。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、式が示しますように、(5)の資金不足額を(6)の事業規模で割って算出をするというわけですが、資金不足は発生をしていないことから、同比率

は「－」表記になっておるところでございます。

あとの農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計も同じ計算方法で算出をしております、いずれの会計においても資金不足は生じていない状況でございます。

以上のとおり、公益企業に係る資金不足比率についても、現時点においては比較的健全な状態であると判断されるところでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号の報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は10時45分より再開します。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（榎川 正男君） 再開します。

#### 日程第10. 報告第6号

○議長（榎川 正男君） 日程第10、報告第6号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課の田籠でございます。

議案書は4ページになります。

事前にお配りしております平成29年6月27日開催のうきはの里株式会社第19期定時株主総会の議案書抜粋に基づき、経営状況につきまして御報告をさせていただきます。

内容につきましては、経営状況の要点のみの説明とさせていただきます。

第19期定時株主総会議案書の3ページをお開きください。

今回、御報告いたします第19期は平成28年4月1日から平成29年3月31日までが対象

期間となります。

まず、議案の概要でございます。

昨年4月に発生しました熊本地震により、熊本・大分方面の交通規制が長引いたことで、4月から6月の3カ月間は前年比1万5,000人の来客数が減少となりました。一方で、「九州じゃらん」の九州・山口道の駅で人気ナンバー1に選ばれたことで増加要因とはなりましたが、最終的には熊本地震による減少分を取り戻すまではできませんでした。

売り上げにつきましては、春先の天候不順で桃、キウイは減少しましたが、梨、柿、ブドウにつきましては大きく売り上げを伸ばすことができ、平成28年度は売上が9億5,900万円となり、前年度から3,100万円伸ばすことができました。

また、昨年6月に外貨を稼ぐ地域づくりを目的に立ち上げましたうきは地域総合商社につきましては、事業計画を策定し、その過程において、パイロット事業になりますが、外販活動として福岡の西新商店街での販売や、うきは市と包括連携協定関係にありますエフコープに営業活動を行いました。

また、ネット販売に向けてオンラインショップのサイトの開設の準備も行っております。また、ギフト販売事業では四方竹を原料とした炊き込み御飯のもとを商品開発し、2,000食製造を行っております。ことしの3月1日から販売を開始し、7月には売り切っております。

続きまして、2番の実績推移でございます。

総売上金額でございますが、9億5,940万8,000円となっております。その右側、2列飛ばして見ていただきますと、前年比103%、金額でいきますと3,179万3,000円の増加となっております。

次の行でございます。売上総利益といたしまして1億8,821万5,000円でございます。これは先ほどの総売上金額から後ほど御説明いたします仕入れなどに係る売上原価を差し引いたものとなっております。

その下の行は経費で、販管費及び一般管理費が1億5,468万4,000円で、この経費は上の欄の売上総利益から差し引きますと、下の欄の営業利益3,353万1,000円となります。参考までに、前年度の営業利益は3,545万円となっておりますので、前年比95%となっているところでございます。

次に、預金利息などの営業外収益を加えて、その次の営業外費用を差し引きますと、経常利益が3,298万6,000円となります。そして、特別利益を加え、特別損失、これはうきは市への寄附なども含まれておりますが、2,384万円を差し引きますと、当期の利益1,477万円となるところでございます。前年比83%となっております。

その下の欄は利用者の延べ人数を掲載させていただいております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

株式の状況でございます。1株が5万円でございます。前年と変更はございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらにつきましては役員会などの開催状況でございます。記載のとおりとなっております。説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

従業員の調書でございます。こちらもごらんのとおりとなっております。説明は省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

こちらは平成28年度の事業の実施状況を掲載させていただいております。主なものは、3ページで説明をさせていただきましたので、こちらにつきましても説明は省略させていただきます。ごらんいただければと思います。

続きまして、決算報告に入ります。

10ページをお願いいたします。

貸借対照表となっております。平成29年3月31日現在の財務状況をあらわすものでございます。

まず、左側、資産の部でございます。

流動資産といたしまして、全体で2億7,315万4,623円でございます。内訳はその下に記載しておりますが、現金及び預金、売掛金となっております。

次に、表の中ほど、固定資産でございます。金額は1,208万9,479円です。これにつきましては、車両、什器等の備品が主なものでございますが、前期と比べますとリース資産が増加しております。これはコピー機とビジネスフォンの更新を行っております。

一番下になりますが、資産の合計は2億8,796万7,436円となっております。

続きまして、表の右の欄、負債の部でございます。

流動負債といたしまして、全体で3,917万9,419円です。内訳は買掛金、未払金、そのほかでございます。

次に、固定負債でございますが、全体で1,113万9,854円です。今回より役員退任慰労金として428万2,134円を引き当てております。

負債の部の合計は5,031万9,273円でございます。

続きまして、純資産の部でございます。

表の中ほどは後ほど説明しますので、省略させていただきます。純資産の一番下の欄、繰越利益剰余金でございます。1,964万8,163円でございます。前年度が1,707万

2, 571円ですので、257万5, 592円の増加となっております。

下の欄、負債・純資産の合計と左の資産の部の合計は同じ金額となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。こちらは1年間の収益と費用の状態をあらわす財務諸表となっております。

ここに記載しております数字は、3ページで御説明を申し上げました業務報告書の数字の具体的な説明に当たるものでございます。

右の欄に純売上高9億5, 940万8, 189円、その純売上高から下の段の売上原価の7億7, 119万2, 741円を引いたものが、下の欄の売上総利益の1億8, 821万5, 448円でございます。

次に、販売費及び一般管理費でございます。1億5, 468万3, 786円でございます。内容につきましては、13ページから14ページにかけて記載させていただいているところでございます。

最終的に表の一番最後、12ページになりますが、当期純利益は957万5, 592円となっております。前年度が1, 190万8, 183円でございますので、比較しますと233万2, 591円の減少となっております。

なお、この当期純利益につきましては、後ほど説明をさせていただきます15ページに株主資本等変動計算書というものがございます。15ページをお開きいただければと思います。

表の上から3段目の中央ぐらいに書かれております繰越利益剰余金の当期変動額の中の当期純利益（損失）と記載されております。ここの数字に当たるものでございます。

ページ戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

こちらが先ほど総額を御説明いたしました販売費及び一般管理費の詳細の一覧となっております。

説明のほうは省略をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書でございます。先ほどの10ページの貸借対照表の純資産の部における変動額のうち、主として株主資本の各項目の変動事由を把握するために作成されているものでありまして、これらは会社法に基づきまして作成される財務諸表となっております。

まず、当期末の残高ということで、表の一番下の欄でございます。左側、資本金が1億円となっております。こちらは前年度と同額となっております。その隣、利益準備金としまして2, 500万円、これらは商法の規定によりまして、資本金の4分の1を会社が積み立てていかなければならないということになっております。前年と同額でございます。

表の中ほど、957万5,592円という記載がございます。これが先ほど説明いたしました12ページの損益計算書の当期純利益額となっております。この当期変動額のその他としまして、その下の欄の左側になります。500万円を別途、積立金として積み立てを行っております。さらに200万円の株主配当金といたしまして、計700万円の減額をしているところでございます。

わかりづらいかと思いますが、整理いたしますと、当期純利益額から積立金500万円と配当金200万円の合計700万円を差し引いて残った額257万5,592円を当期首残高の1,707万2,571円に加えた額が当期末残高1,964万8,163円となるものでございます。これが繰越利益剰余金となりまして、申しわけございませんが、10ページに戻っていただきまして、貸借対照表の右側、下から3段目の繰越利益剰余金の金額となるものでございます。

わかりづらいところもございますが、そのような計算となっております。

説明を続けさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

個別注記表ということで、会社の会計方法についての記載をしているものでございます。

下のほうになりますが、昨年の定時株主総会におきまして、1株当たりの配当金が2%、1,000円と決定をしたことが記載されております。

次に、17ページをお開きください。

平成29年6月21日に行われました監査の結果及び取締役名などが記載されております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第1号議案といたしまして、配当金を2%、1,000円とすること、また、別途積立金を前期同様の500万円とすることが議案として提案されて、決定されております。

ここまでが平成28年度の経営状況となります。

なお、20ページ以降につきましては、平成29年度の事業計画となっております。説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項に定められております経営状況の報告を終わります。

以上です。

○議長（**榎川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、諫山議員。

○議員（9番 **諫山 茂樹君**） 雑誌「九州じゃらん」が人気度を発表しましたけれども、九州・山口の道の駅の人気度コンテストにおきまして、2位の宗像に比べましてポイント数が2倍以上

の513ポイント、2位はたしか220前後だったと思いますけれども、そういうふうに非常に大差をつけて1位になったということにつきましては、うきはの里株式会社を初め、関係各位の御尽力のたまものだというふうに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

熊本地震の影響などによりまして、来客数が98%まで落ちることを余儀なくされたということでありました。しかしながら、売上総利益が102%まで上げていただいたというふうに記録されておるようでございます。しかし、販管費とか一般管理費がふえたためにこれがぐっと落ちまして、営業利益は95%、当期利益は83%に落ちたということであります。原因は恐らくうきは地域総合商社の立ち上げなんかもございましたので、そういう関係もあったかとは思いますが、その原因についてお尋ねしたいと。

それから、期がちょっと違いますけれども、参考までにお聞きしておきたいのが、今回の北部九州豪雨の影響がどうだったかというのも参考までにお聞かせ願いたい。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 「九州じゃらん」のランキングでことしも第1位となりました。2年連続ランキングで1位になることができました。今回、議員が言われましたように、道の駅うきは2位の宗像を大差で引き離して1位になったところでございます。これにつきましては、道の駅の社員を初め、皆さんが頑張ったおかげだろうと思いますし、重点道の駅等のハードの整備も順調に行われておりますので、その影響も大きいんではなかろうかというふうに考えております。

御指摘の利益の減少でございますが、こちらにつきましては御指摘のとおり、地域総合商社等の関係で従業員を1人、営業部長ということで雇用しております。そういう部分で経費のほう若干膨らんできている部分でございますけど、もろもろ増加の分については多様な要因があるかと思っておりますけど、主な要因といたしましては、人件費等の増加になるものが主な要因となっております。

続きまして、九州北部豪雨の影響でございます。

発生当初につきましては、半分以下の来客数になっておりましたけど、いろいろ都市圏とかにも営業とか、いろんなキャンペーンを打ちまして、8月段階では約1割の減ということでございました。今現在においてはほぼ戻っているんではなかろうかというふうには考えております。近隣の耳納の里さんのほうも伺いましたら、ほぼほぼ来客数については戻っているということで報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 地域総合商社という、このような事業というのは本来からいつて

みますと行政であるようなところが多いようでございます。第三セクターがやった場合になかなか苦戦しているという情報も聞いておりますけれども、あえてここで道の駅をうきはの里株式会社のほうに依頼したということの狙いは何だったか。それから、設置目的、それからビジョンについて改めましてもう一回再確認をしたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 地域総合商社をどうしてうきはの里株式会社に置いたかということでございますが、地域総合商社、普通でしたら法人を立ち上げて実施していくのが一般的かと思いますが、実際、うきはの里株式会社の企業理念といたしまして、定款にもうたわれておりますけど、そういう地域の物産の販売とか観光、そういう部分も定款にもともとうたわれているような状況でございます。それとあわせて、関係する団体が出資もしていただいておりますので、オールうきはで取り組めるような状況ではなかろうかということで判断をさせていただきまして、うきはの里株式会社のほうで総合商社に取り組もうということで進めさせていただいた経過でございます。

続きまして、この商社の目的でございますが、これはいつも言わせていただいておりますけど、外貨を稼ぐ地域づくり及び創業支援等に係る仕事づくりということでやらせてもらっておりますし、あと、DMOのほうも入れさせていただいております、着地型観光もあわせてやっていくということで、そういうことで外貨を稼ぐ仕組みづくりをやっていこうということで目的とさせていただきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） アメリカの有名な経営学者でありますドラッカー氏の著書を読みますと、中小企業が大企業に潰されずに負けずに切り開いていくとか、発展していくためにはエリア、まずは1つの戦略としてエリアを限定すると。例えば、東京とか、海外とか、目を高く持つことはいいことではありますが、身の丈に合った、足が地に着いた地域、エリアを積極的にまず攻めていくと。一点突破と申しますか、それから商品についても、いい意味の差別化と申しますか、絶対これだったら負けないというような商品とエリアを絞った、例えば、福岡とか北九州とか、そういうところを集中的に攻撃する一点突破。ランチェスター法則にもありますが、一点突破ということも非常に効果的だというふうなことも言われておりますので、そういう点で一步一步段階を踏みながら発展していくことを期待しておりますので、最後に一言お願いします。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 今、御意見いただきました。地域総合商社のほうも昨年1年間かけまして出店等も多くさせていただきまして、いろんな経験を積みさせていただいて

おります。あわせて、商品開発につきましてもいろんなところを見学とか視察に行きまして、これも勉強させていただいております。今後そういう経験を生かしまして、情報の集約とか、選別も行いまして、戦略的な出店とか商品開発を行っていきたいと思っておりますので、今の御意見は参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（**榎川 正男君**） ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 **佐藤 湛陽君**） 3ページの中に熊本地震の影響によりということ、今まで熊本・大分方面からどのくらい来ていたのかなというのが1点目。2点目は、今先ほどから2の実績推移ということで、販管費及び一般管理費、それと営業外費用ということで、地域総合商社の関係でふえたということですが、それ以外にもないのか。

以上、とりあえず2点。

○議長（**榎川 正男君**） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（**田箆 正規君**） 熊本地震による影響でございますけど、確かに大分、隣町の日田とかからはよくお客様が道の駅には来ていただいております。どのくらいの割合というのは今把握はしておりませんが、今回につきましては福岡都市圏を初めとした方が大分、熊本に向かう途中で道の駅に立ち寄ってもらったような経過が多かったと思います。そういう部分で減少になったのではなかろうかというふうに把握しております。

それと、営業利益等が減ったということで商社の経費が幾分か人件費等で増加しております。それ以外にないかということでお尋ねでございますけど、あと、今回先ほども報告させていただきましたけど、役職の退任慰労金の引き当て等も行っておりますので、そういう部分も幾分影響している部分があるかと思っております。

以上です。

○議長（**榎川 正男君**） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 **佐藤 湛陽君**） 5ページの件ですが、役員会の実施状況ということで議案の内容を見ると、取締役の報酬とか、監査役の報酬とか、役員退任慰労金導入についてということで話がされているけど、7ページの重点目標の中に1) 新規営業推進部の充実ということで、経営理念として「つくり手が豊かになる仕組みづくりから、」ということですが、私が言いたいの、西見台出荷組合について話し合いはされていないのかなというのがちょっと懸念したから質問しよるわけでございます。だから、やっぱり出荷者があってこそ道の駅だろうと思うわけですよ。だから、その中で、例えば、利率の問題やら、それ以外にいろいろ問題があるんじゃないかなと思うんですが、このところをどう考えているのかなと思って伺いたいわけですが。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） この総合商社の新規営業推進部ということで、地域総合商社のことになりますけど、西見台出荷組合のほうにも社長を初めとした幹部のほうから、取り組みについての説明はあっているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 時間の関係上、今、私の質問に対しての答弁はちょっと違うんじゃないかなと思います。

次に行きます。

配当金の問題ですが、平成27年度は3%だったのが28年度には2%、これはどういうふうな仕組みになっているのか。それと、6ページの従業員の調査ということでございますが、これは道の駅と同じような規模の中で従業員の体制並びに給料の明細とか、そういうのを比較したことがあるのかというのを質問したいわけですが。

以上、とりあえず。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） まず、配当金の割合でございます。

平成27年度は3%でそれ以降は2%の配当になっております。配当金につきましては取締役会等で決定をさせていただいておりますので、利益等を見ながら決定されておるものと理解しております。

それと、従業員についてのいろんな給与等の比較でございますけど、そちらについては私のほうでは把握はしておりませんが、事務というんですか、経営者側のほうでそういうのを判断しながら決定しているものと、そういうところで理解しております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 出荷者の利率の見直しとか、出荷者のあれはできないのか、問題点改善。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 出荷者の出荷手数料ということでございますかね、先ほどの。（「そうです」と呼ぶ者あり）

これにつきましては、条例のほうで決定させていただいておりますので、条例を数年前に改正させていただいたかと思っておりますけど、その折に整理はさせていただいているものと理解しております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑。3番、熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） ちょっと確認だけさせとってください。

前に私に贈答品が来て、梨で悪いのが入っちゃって捨てたという話をしました。その後、何かセンサーで調べられないかということも質問しちよったけんですね、その後クレームとか余り出ていないか、どういうふうにしてクレームの内容に対応しているのか、ちょっとそここのところだけお聞きしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） クレーム対応でございます。

クレーム対応については、まずそういうクレームが出ないような取り組みをちゃんとしなければいけないというふうを考えております。出荷者のほうにおきましても、出荷組合の中でいろんな部会がございます。そちらのほうでそういうクレームが出ないような出荷の取り組み、研修等も行っているということで聞いております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 2点ほどお尋ねをいたします。

決算のほうについては確認させていただいて、特に、この監査のとおりでございますが、まずお聞きしたいのは、6ページの従業員の調書、前回の決算と人員については同じ数字の30人と上がっております。いわゆる総合商社の話がありますが、これは地方創生の最たる主要な取り組みでもありますが、いわゆるDMOの関係の職員というのは、新たにそのあたりの体制の組織体が人員的にどうなっておるのか、人員は変わりませんから、そのあたりを、実際はどうなっているのかをまずお尋ねしたいというふうに思います。

その上で、やはりこれも決算ですから、ことしの3月31日までの話になりましようけど、参考までに、いわゆるDMOの取り組みが今後どういう戦略を持って、概念は聞いておりますけど、具体的にどういう戦略を持って、今どういう取り組みをしているのか、それをぜひお尋ねさせてください。

それともう一つは——いいです。それをお聞きした上でもう一回お聞きします。お願いします。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 総合商社の事業部の体制でございます。

先ほど報告させていただきましたように、うきはの里株式会社のほうで部長を1人雇用していただいております。それとあと、それにサポートするように、うきは市のほうから地域おこし協力隊を2人、ある意味専属的なところでサポートをしております、1人はDMOの担当でございますし、もう一人のほうはことしから採用しておりますけど、外販とか、そういう部分の担当を担っていただいているところでございます。

DMOの取り組みでございます。

DMOの取り組みにつきましては、先ほど説明しておりませんでしたけど、西南学院大学の学生さんたちに協力をいただきまして、昨年1年かけましていろんな自転車で行けるサイクルコースというのをつくらせていただいております、そういうのを冊子に作成いたしまして、今年度自転車等も購入をして本格的なサイクル事業も行うようにしているところでございます。

それと、今年度のDMOの取り組みでございますけど、実際のところなかなかDMOのほうの取り組みが少しおくらしているような状況でございます。予定といたしましてはいろいろやるようにしておりますけど、少しばかりおくらしているというのが現状でございます、うきはのほうに来ていただきまして、いろんな観光の商品をつくりましてやっていくところで準備をさせていただいておりますけど、具体的なものは今のところまだ出ていないような状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） まず確認ですけど、今、DMOの部長、それからサポートとして地域おこし協力隊2人、これはこの表の数字には上がっていないんですね。部長は上がっているでしょうけど、協力隊は上がっていないですね。わかりました。

それで、今度は検討のお願いであります。

DMO、まだ具体的な戦略についてはおくらしているということでございますけど、ぜひここが一番メインの創生事業でありますからお願いしたいと思うんですが、国交省のほうは今西側のほうに広大な駐車場を造成中、もうほぼ仕上がってくると思います。それから、生涯学習課のほうで円形劇場の取り組みもあっています。非常にグレードアップしてまた関心も高まっていくことだろうというふうに思います。

それで、1つ現場のほうでお話をお伺いしました。1つは道の駅の販売のメインですけど、あそこの手狭というのがはつきり出てきます。あそこを拡張するには建築基準法の基礎的な問題、それは消防法絡みでできないということでもございます。今からフルーツが、今度の災害の関係もありますけれども、やはり杷木のほうはあれだけやられていますけど、杷木、朝倉のほうですね。逆にそういうときだからこそ出荷量はかなりふえてくるんじゃないかという出荷組合長の話でもありましたし、社長の話でもありました。確かにあそこに花とかいろんなものはあるけど、押し込み過ぎて、あれを何とか広げていくという検討はしていないのかどうか。少しあのあたりを、あんまりリニューアルし過ぎるとお客が減るといった一般的な言われ方もありますが、やっぱりかなり手狭だなという思いはします。これは基本的な設計段階の構造的なもんがあるから難しいと思うんですけど、そういうことをひとつ御検討していただきたいなど、そして実現いただきたいというふうに思います。

それともう一つは、これは市長にもちょっと話したかもしれませんが、その国交省の駐車

場、あれから物産館まで行くなら相当距離があるから、何とかあそこにいわゆる道の駅として大型トラック等とか駐車するならば、あそこのお客さんに何か提供する昼食等、食べ物だったり、いろんなものを少しはあのあたりでも買えるようなことの検討はどうだろうかというふうに思いますので、その辺の御検討をいただけないかということで御答弁をいただきたいと思います。よろしく。

○議長（榊川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 道の駅の販売所につきましては、以前から狭いということでも道の駅ができたときから課題だったというふうに認識しています。いろんな検討も行ってきまされたけど、一昨年だったと思います。ようやくギフトコーナーのほうをつくらせていただきました。そちらのほうである程度の贈答品等売れるようになりまして、そこのあいたところをほかのものを売れるように充実させてきたような経過がございます。なかなかこれ以上売り場をふやすというのは非常に厳しい部分もあるかと思えます。売り場の有効的な利用というんですか、そういうのも経営陣のほうで考えていただくようなところで話をさせていただきたいと思いますので、ハード部分についてはちょっと厳しい部分もあるかもしれませんが、いろんなやり方で対応させていただけたらというふうに思います。

あと、駐車場のほうの売り場につきましては、なかなか厳しい部分もあるかと思えますけど、また内部で検討をするように話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（榊川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 10ページになるとかな、先ほども出ていましたが、役員退任慰労金、これ5ページぐらいに役員会の中での経過の中で話されていますが、この慰労金の話が出たのはどういった理由から出たのか、その内容を教えてもらいたいと思います。

それと、何回か言いましたが、生産者、出荷者あつての道の駅ですよね。それで出荷手数料というかな、今20%やったですかね、取りよるとは。15、16、そいけんそれをもうちょっと検討してもらって、下げてもらえんじやろうかという要望を出しておりましたが、一回答弁を受けたときは近隣の道の駅がそうだからそれに合わせるということじゃったですね。さらにもお願いしたいと思います、その点を。一回検討してみてください。近隣と合わせる必要はないですよ。うきははうきはでやればいいことだから。

以上、お願いします。

○議長（榊川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） お尋ねのありました役員退任慰労金でございます。

こちらにつきましては、役員に対するそういう慰労金の制度がなかったというのがありまして、

今の社長を初めとした役員が長期の期間になっております。何らかのそういう慰労的な目的の退職金というんですか、そういう部分が必要ではなからうかということで取締役会の中で検討された結果だというふうに思います。

中身についてでございますけど、料金の算定につきましては、今まで支払われた報酬の6%に功績倍率等を掛けまして算出をしていくことになっておりまして、今回はその分で毎年引当金ということで積んでいくということで今回の決算のほうにも上がっているような状況でございます。

もう一つ、出荷組合の手数料でございます。これは先ほど答弁させていただきましたけど、前回、消費税が5%から8%に上がるときに手数料のほうも見直しをさせていただいております。近隣の直売所等もいろんな協議をしまして、同じような手数料の率になったかというふうに思いますが、今後、多分再来年だったと思いますけど、また消費税が10%に上がるようなことも想定されておりますので、なかなかこの時期で見直すというのは厳しいのではないかというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 手数料、なるべく検討していただいて、今せろと言いよっとやねえですよ。そして、やっぱり生産者に配当金まで出よるきですよ、結構金はもうかりよるごたる感じですよ、私たちが聞いた限りでは。それで、幾らかでも生産者側が喜ぶように助かるようにやっていただきたいと思います。お願いします。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 検討課題として受け取っておきます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） いいですか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 歯の治療中ですから若干聞きにくいかも知れませんが、よろしくをお願いします。

まず、職員の動向についてお尋ねをいたします。

6ページに表が出ているわけですよ。この6ページの表の中に去年までは出向職員というのが掲載されてあったわけですよ。これがなくなっているのはどういうことでなくしているのか、出向職員が男1名ということで前年度は出てありました。これが全く今度は出ていないということですから、これどういうことになっているのか。

それから、今、8番議員からも質問がありましたが、ここに会議の報告がなされているわけ。28年10月18日に役員退任慰労金導入についての協議がなされているわけ。そして、29年3月28日に役員退任慰労金についてとまた協議がなされているわけ。これ、どういうことに決

められているのか。そして、10ページを見ますと、役員退任慰労金引当金ということで428万2,134円が充当されてありますから、この内訳はどのように算出されているのか、お願いしたいと思います。

それから、11ページのほうに下から3番目ですが、退職金というのが出ているわけですよ。835万8,700円です。その3つ上に退職給与引当金取崩額というのが191万2,540円出ていますが、この退職金の支払いは何人に支払われているのか、該当者について、わかってあったらお願いしたいと思います。

それから、その11ページの損益計算書、物産館の売り上げがいわゆる8億7,900万円ということですから、前年から引きますと3,100万円ぐらい減っているわけです。パーセントでいきますと3.68%ですが、ところが、物産館の仕入れが今度は前年よりもふえているわけです。2,533万599円、3.6%。売り上げは3.68%減っているけれども、仕入れのほうは3.6%引き上げてある。これは今、8番からもいわゆる手数料の引き上げが要望されてありますが、手数料は消費税引き上げのときにこの近隣の道の駅の協議をやって、いわゆる16%に変わっていないんですから、当然、売り上げが減ればこの物産館の仕入れ額も減ってくるのが本当じゃないかと思えますけど、仕入れだけは要するに2,500万円ということで、とてつもない数字が上げられてありますから、これについての回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 最初の御質問でございます。

出向職員がなくなっているということで、昨年まで出向職員で上げさせていただいておりましたものにつきましては、28年度中に退職をしておりますので、今回は出向職員としては上がっていないような状況でございます。

慰労金についてでございます。

慰労金につきましては、先ほども少し触れさせていただきました。取締役会等を経まして役員の退職慰労金の規定が定められました。その中で、利率につきましては先ほども少し話をさせていただきましたけど、今までの報酬の総額の6%に功績倍率というのを掛けまして慰労金を払うということに決められております。功績倍率につきましては、代表取締役が1.5、普通の取締役が1.0の倍率を掛けまして算出をするようにしております。平成28年度につきましては、今までのそういう任期がございますので、そういう部分を全部計算させていただきまして、平成28年度で引当金として積み立てをさせていただいております。

それと、11ページの退職金でございます。835万8,700円の支払いをさせていただいております。こちらにつきましては、6ページの従業員調書に期中の職員で男2人減になってお

ります。この2名分の退職金となっております。

最後にいただきました質問でございます。物産館の売り上げが下がったのに仕入れが上がっているのはどういうことかということでございますかね。

まず、物産館の売り上げにつきましては、前年と比べましても上がっているような状況でございます。昨年と比較させていただきます。昨年の物産館の売り上げでございますけど、それにつきましては8億4,780万円余が売り上げでございます。今年度につきましては8億7,900万円余の売り上げでございます、約3,100万円程度の売り上げの増でございます。

物産館の仕入れでございますけど、同じように物産館の売り上げが上がっておりますので、それに伴いまして物産館の仕入れのほうも増加しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 退職者でありますけど、6ページの表を見ますと、確かに期首で職員が男4名だったのが期末は2名ということですから、これ2名減っているわけですよ。それから、出向職員についても、先ほど28年度に退職したということですね。ということは、3名分ですか、それともこの2名分ですか。出向職員の退職についてはどうなっているのか。先ほど八百何十万円というのは2名分ということの話でありましたけど、835万8,700円ですね。この職員退職が2名出てありますからということで、では出向職員も28年度に退職したという説明でありましたが、この出向職員含めて2名ということですか、それとも出向職員を含めると3名ということでしょうか、その辺についていま一度お願いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 6ページにございます職員の男2名の減の中に出向職員も含まれております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） なるほど。これは聞かんとわからんですね。

ほかに質問ありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 質問ということじゃないですけども、一応要望ということでお聞きいただきたいと思います。

私も、耳納の里が16年にオープンするときにおりましたもんですから、非常に興味を持って見させていただいておりますが、売り上げにつきましては、この表を見ますと前年の103%ということで、これレストランを含んでということになっておりますが、私は非常に健闘しておるというふうに思います。耳納の里の関係につきましては、総代会の資料あたりを見ますと、まんてん市場の中では101.4%ですから、あと、レストランの関係が改装とかありまして、若干

減っておりますので、全体的には前年よりも若干厳しいようでございますけれども、そういった中で、実は私もほかの店の関係もいろいろ知り合いもありますから、近隣の直売所が7店ぐらいあると思いますけれども、その中でやっぱりマイナスのところもあるわけですよ、前年の。そういったところから見ますと、非常に健闘しておると。しかも、熊本の関係のやつも出ておりますけれども、やっぱりそういった中で「九州じゃらん」ではああいうふうなことも出ておりますから、しっかり現場としてはやっておるんじゃないかなというふうに思うところです。

それで問題は、これは去年の資料ですからいろいろ出て、意見はいいと思いますけれども、今後、今回の災害で大変な影響を受けておると、これはどこの店もそうですけれども、確かに耳納の里の関係も聞きますと同じようになり影響を受けております。大体、三連水車とかバサロが営業されんというなら、こちらのほうに来てちょっとふえはせんじゃろうかというふうな期待でしたけれども、それは全く外れまして、やっぱり全体的に風評被害ということで落ち込んでおります。ですから、これから先、今後に向けまして役職員一体となって売り上げを伸ばしていくようなことをお願いしたいなというふうに思いますので、行政の皆さんもそういった気持ちで道の駅なりをできるだけ利用すると、そういった方向で応援していくようなことは大事じゃないかなというふうに思いますので、一応そういった私からの要望でございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 今、議員からいただきました御意見、御要望については経営陣のほうにも伝えまして、市のほうも一緒にやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） ちょっと言い忘れましてけれども、表を見まして思ったのは、販管費及び一般管理費が前年よりかふえておるということですから、そこら辺は今説明があっておりました総合商社の関係でふえたということで、そこら辺をはっきり言うていかんといかんとやないかなというふうに思いますので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第6号の報告を終わります。

---

## 日程第11. 議案第55号

○議長（榎川 正男君） 日程第11、議案第55号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の補正予算書をおめくりいただきたいと思います。

45ページ、議案第55号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,142万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,172万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。

説明につきましては、予算説明書51ページをおめくりいただきたいと思います。

51ページ、歳入。10款1項1目繰越金、補正額2,142万6,000円。補正額につきましては、平成28年度決算に基づき次年度繰越金額を計上するものでございます。

次ページの52ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出。12款1項1目予備費。歳入の補正額2,142万6,000円同額を、予備費として繰越金の分を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は可決することに決しました。

---

### 日程第12. 議案第56号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第56号平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の資料の補正予算書53ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,445万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。

予算説明書59ページをお開きいただきたいと思います。

59ページ、4款1項1目、補正額190万円、前年度繰越金。平成28年度決算により繰越金を計上するものでございます。

続きまして次ページ、60ページ。3、歳出。3款2項1目一般会計繰越金。繰越金を補正額しました190万円を一般会計への繰り出しにするものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第57号

○議長（榎川 正男君） 日程第13、議案第57号平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 61ページをお開きいただきたいと思います。

議案第57号平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,514万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。

説明書の67ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目繰越金、補正額58万5,000円、前年度繰越金。28年度決算に基づきまして繰越金を計上しております。

続きまして次ページ、68ページ。3、歳出。3款1項1目予備費。同額58万5,000円を予備費に計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第58号

○議長（榎川 正男君） 日程第14、議案第58号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） それでは、補正予算書の69ページをお開きください。

議案第58号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,989万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、説明をさせていただきますので、75ページをお開きください。

歳入の4款1項1目の繰越金でございます。補正額383万9,000円、これは平成28年度の決算による確定に基づく補正でございます。

続きまして、76ページをごらんください。

歳出の1款1項1目総務管理費の9節旅費といたしまして9万5,000円を計上いたしてお

ります。これは6月議会で説明いたしました高齢者講習を行うための資格取得の枠がもう一名分とれましたので、その1名追加分の旅費ということになっております。

次に、13節委託料に3万円計上いたしております。これは委託しております市有建物消防設備点検等のことしの自動車学校割り当て分が上がった分を3万円計上させていただいております。

次に、下の77ページをごらんください。

1款2項1目の事業費でございます。11節需用費に修繕料といたしまして110万円計上いたしております。これは最近、自動車学校の1階のトイレ、こちらの手洗い場であったり、男性用の小便器の水の出が悪くなっておりましたので、1階トイレが使用できなくなりますと2階にもトイレはございますけれども、今自動車学校では高齢者講習等も行っておりますので、高齢者の方々にも迷惑をおかけするということになりますので、早急に修繕しなければならないというところと、1階廊下に雨漏りが見られましたので、そちらの修繕料として計上いたしております。

次に、18節の備品購入費に教習車等購入費といたしまして3万2,000円を計上いたしております。これはことし高齢者講習の受講の申し込みが非常に多い状況ですので、そこで1回の高齢者講習の実施人数をふやして効率よく円滑に進めていくために実技講習で使いますドライブレコーダー、これを増設いたしまして対応していくというところで、そのための費用ということで計上させていただいております。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金に研修会等負担金といたしまして8万1,000円を計上いたしております。これは先ほども説明いたしました高齢者講習の資格取得の枠が1名分とれましたので、この追加分の研修料金ということでございます。

続きまして、25節積立金に基金積立金といたしまして240万円計上いたしております。これは残り分となっております。

続きまして、78ページをお開きください。

2款1項1目の予備費に10万1,000円。これは歳入歳出の調整によるものとなっております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は可決することに決しました。

---

### 日程第15、議案第59号

○議長（榎川 正男君） 日程第15、議案第59号平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算79ページをお願いいたします。

議案第59号平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,655万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。続きまして、85ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。4款1項1目繰越金、補正額9万7,000円の増額でございます。これにつきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。3款1項1目予備費、9万7,000円の補正でございます。これにつきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 議案第60号

○議長（榎川 正男君） 日程第16、議案第60号平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書の87ページをお願いいたします。

議案第60号平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,634万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。続きまして、93ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。5款1項1目繰越金、549万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度の繰越金の確定による補正でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。4款1項1目予備費、補正額549万4,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、歳入歳出の財源調整でございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は可決することに決しました。

---

### 日程第17. 議案第61号

○議長（榎川 正男君） 日程第17、議案第61号平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書95ページをお願いいたします。

議案第61号平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,251万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。続きまして、101ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。4款1項1目繰越金、76万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。3款1項1目予備費、補正額76万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、歳入歳出の財源調整でございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は可決することに決しました。

---

### 日程第18、議案第62号

○議長（榎川 正男君） 日程第18、議案第62号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書103ページをお願いいたします。

議案第62号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,939万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。  
続きまして、109ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。7款1項1目繰越金、101万7,000円の減額補正でございます。  
これにつきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。4款1項1目予備費、101万7,000円の減額補正でございます。  
これにつきましては、歳入歳出の財源調整でございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は可決することに決しました。

---

### 日程第19. 議案第63号

○議長（榎川 正男君） 日程第19、議案第63号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。  
説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 議案書の5ページをお開きいただきたいと思えます。  
議案第63号人権擁護委員の推薦について。

うきは市人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、  
議会の意見を求める。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に記載しております方を推薦するものでございます。

任期につきましては、法務省より人権擁護委員法第9条（委員の任期）に基づき、委員委嘱の発令日を1月1日、7月1日としたため、従前の人権擁護委員の任期が3カ月任期延長となり、今回推薦依頼をされたものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決しました。

---

## 日程第20. 議案第64号

○議長（榎川 正男君） 日程第20、議案第64号訴えの提起についてを議題とします。

説明を求めます。徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 議案書の6ページをお開きください。

議案第64号訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。

事件名、差押債権取立金請求事件。

相手方、住所、東京都中央区銀座四丁目12番15号、氏名、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社代表取締役幸野良治。

事件の内容及び請求の趣旨、滞納市税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、相手方に対しその支払いを求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払いを求めるものであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この訴えでありますけれども、いわゆる県民税も入っているわけですね、言いかえれば。この金額の中に、いわゆる157万3,500円が国民健康保険税、38万7,230円が市民税、県民税が25万3,366円入っておりますが、もしこれが訴えが通って金額が返ってきた場合に、県民税は県に納めなきゃならんかどうかというのが1点。その場合に、この訴訟の費用は県からももらえるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 今の御質問ですけれども、裁判でこの金額が入ってきた場合、県のほうには県税の分は納入することになります。それから、裁判費用については、市のほうが持つこととなります。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃ、裁判費用は市が持つということになると、県は一つもなさんで滞納の県民税が入ってくるということですか。それは当然請求できるでしょう、費用がかかっているんですから。その費用についての取り立てはどうなるわけですか。全然もう県は払わんということですか、それともそれは請求しないということでしょうか。

以上について、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） これまで2回訴訟しておりますけれども、こちらについては県のほうには請求しておりません。その件については、調査をさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の件もお尋ねしようかと思ったんですが、三園議員のほうからお尋ねがありました。これは過払いの訴訟を起こす場合について、県民税が入っている場合については、まず県のほうと打ち合わせするんですか。結局かかる費用も全く県は払わずに回収した分はそのまま県の会計に入るといいますから、非常に不合理な話だなというふうに思うんですが、まずそれを1点。

それから、この過払い金の請求については、これが3度目になるというふうに資料説明でお聞

きしております。もう一件ありますから、これで三、四回、4件目になると思いますが、これはとりもなおさず、澤田アドバイザーの指導のたまものではないかなというふうに個人的に推測をするわけですが。それで、今の1点で、もう一点は、過去の2件あった場合のここに資料いただいております、今回の差し押さえの金額、過払い金の、1回目、2回目のときの結果で回収しようとする過払い金の差し押さえ額、この金額が丸ごと結果として回収できたのかどうか、それを確認したいんですが。

それと、この訴訟を起こして、これは結審するまでどのくらいの期間がかかったのか、これを参考までに知りたいんですが。

それから、先ほども出ていましたけれども、この訴訟に係る費用、うきは市が過去の例としてどのくらいの費用がかかっているのか、この費用負担について、これは別に高かろうが安かろうが、やはりこういう事案を徹底して法的手段を訴えて回収するという、この行為こそが非常に重要であろうというふうに思っておりますので、それは参考のためですが、3つの点をお尋ねさせてください。全額回収ができたのか、それから結審するまでの期間、それと、うきは市が負担した費用、この3つについてお尋ねさせてください。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） これまで、2回の訴訟を起こしまして、2回とも全額回収をできております。結審までの結果ということですが、1回目、2回目、両方なんですが、判決前に相手方のほうから入金がありましたので、入金をもって取り下げという形にしております。

ちなみに、1回目は訴状を提出してから2カ月後に入金があります。2回目の前回については、訴状を提出して9カ月後に入金があります。

それから、訴訟費用ですが、弁護士によって若干の違いはありますが、おおむね成功報酬の25%程度というふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。もう事前に結審前に2件とも片づいたということで、こちらに支払いがあったということでいくと、こういう訴訟を起こすことの効果がそこに出てきているような気がします。しかし、今もテレビ報道等でもしっかり過払い金の弁護士のコマーシャルが頻繁にありますね。だから、かなりこういう訴訟を起こすことであると、いわゆるこういう金融機関の動きも変わってきていると思うんですが、その辺の認識もお伺いをしたいと思うんですが。

最後にお聞きしたいのは、なぜ2回の事案を聞いたかということですが、これは議決事件として96条第1項の第12号の規定で議決に付するということになりますが、この結果、

議決はしたものの結果というものは決算で確認するしか方法ないのか。だから、こういう事案にも関心を持っていますから、その報告義務はないかもしれませんが、やはりそれはこういう議決事件ですから、結果報告いただきたいということでございます。よろしゅうございましょうか。じゃ、お願いします、答弁を。

○議長（榎川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 確かに起こすときだけ議決いただいて、その後がないという話ですけれども、確かに結果がどうなったかというのは大事なことだろうと思っております。どの場で報告になるかはちょっとまた別としまして、何らかの形で報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、221万4,100円ですか、この訴えについては、ところが、業者の過払い金額はこれに達していないわけですね。83万6,968円であるわけですよ。それに対する年5分の割合ということですから、いつから起算するか知りませんが、当然この過払い金しかありませんから、この分しか返ってこないということでしょう。二百何十萬円の訴訟を起こしますけれども。

それから、成功報酬は今、7番の質問に対して成功報酬25%ということですが、訴訟費用は幾らですか。これには国で定めてあります印紙を張らなきゃならん。それから、郵便切手も同封しなきゃなりません、たしか郵便切手は6,300円ぐらいだったと思いますが、訴訟費用は幾らなのか。訴訟費用と弁護士費用の成功報酬は違ってきますから、その訴訟費用が幾らになっているか、お願いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 訴訟費用につきましては、前回は、これは弁護士からの請求になるわけですけれども、3万5,000円、前々回が5万8,631円かかっております。

○議長（榎川 正男君） それだけやったっけ。（「83万6,000円」と呼ぶ者あり）そうそう。訴訟のあれと過払い金のどっち、83万円のほうが戻ってくるだけか、それとも全額か。徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 今回、勝訴した場合に戻ってくるのは、先ほど言われていました83万6,968円、プラスそれに対する利子ということになります。ですから、この方の場合は二百二十何萬円の滞納がありますので、二百二十何萬円の滞納のうち、返ってきた分の八十數萬円ないし90萬円を充てるということになります。

○議長（榎川 正男君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 質問じゃなく、さっきの答えてもらっていないから、県費が入っ

ているでしょうが、県税が。これを訴訟を起こすときに議決する前に県との話し合いがあるかどうかを確認、さっきの質問の回答、もうあとはないんです。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 訴訟前に県との打ち合わせをしたことは、今回ありませんでした。さっきの不合理ではないかという御意見もあったんですけども、その件については調査をさせていただきたいと思います。ただ、県費も住民税が県税と市税と両方あります。一緒にかかっているわけなんですけど、徴収する際には県も一緒に徴収するということは県のほうにお願いして一緒に徴収をするという作業はやっているところでございます。

ただ、今回訴訟の前に県と打ち合わせをしたかどうかと言われますと、今回しておりません。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の話からするなら、県のほうもほぼ関心がないような感じと受けとめますけど、例えば、回収が、県税も入っているかもしれんけど、でも、差し押さえても徴収すべきものが不足するなら、もう県費という枠じゃなくて、うちの分というふうにしてしまえばいい話だと思うんです。そこは真摯に割合で検討せないかんとだと思っただけなんですけど、その辺はどうなんですか。まだまだ税金の滞納をあれから取らないかん。それに足りないけれども、いただいた。割合でくると、県にもやらなんという話で、ちょっとこすい話かもしれませんが、その辺はどうなるんですか。その辺もちょっと調べとってください。調べたら、うんとは言わんでしょうけど。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 住民税は基本的に市県民税という形で一本になっております。市県民税を徴収した際に、それを市の分と県の分と案分するというふうな形になっておりますので、徴収した分の中から市の分だけだということはなかなか難しいと思われまして。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は可決することに決しました。

---

### 日程第21. 議案第65号

○議長（榑川 正男君） 日程第21、議案第65号訴えの提起についてを議題とします。

説明を求めます。徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 議案書7ページをお願いします。

議案第65号訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出。うきは市長高木典雄。

事件名、差押債権取立金請求事件。

相手方、住所、東京都千代田区外神田三丁目12番8号、氏名、新生フィナンシャル株式会社代表取締役杉江陸。

事件の内容及び請求の趣旨、滞納市税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、相手方に対しその支払いを求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払いを求めるものがあります。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この訴えは督促手数料を含んで1万9,000円でありますけど、本税の中に1万5,000円の中に県民税は幾ら含まれているわけですか。市県民税と書いてありますけど、県民税は幾らになるか、お願いしたいと思います。

○議長（榑川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 1万5,000円の内訳でございますが、県税が6,000円、市税が9,000円でございます。

以上です。

○議長（榑川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は可決することに決しました。

---

#### 日程第22. 請願の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第22、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あした9月9日から9月10日までは休会とし、9月11日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時34分散会

---